

竹と建築

—大分県の竹史（二）—

安 部 嶽

1 概観

古代の遺跡から竹製品の用器が出土したり、竹片が出土したりする事は、竹材の豊富な日本では、古くから石・土・木等と共に、竹が重要な用具・建築・土木等の材料であったことを意味するものであるが、とりわけ自然条件に順応して木造建築の発達した日本では、石材、木材等とともに竹材は欠くことのできない重要な建築用材であった。

以下建築用材としての竹について、深山八幡宮、神角寺等の造営、修復等を中心としてどのように使用されたか、又豊後国、豊前国等に残る近世史料や、農家建造物をとりあげながら竹が民衆建築とどのように結びついていたか、更に、家屋建築に関する聯してどのような分野に使用されたか等史料を摘録しながら述べてみることにする。

2 深山八幡の造営

豊後国大野郡深山八幡宮舞殿建立料物支配状案によると、豊饒殿建立のための料物の中に、ふか山神主より、屋中竹（親骨組竹のこと）で五寸以上）一本、たる木竹（大野郡ではみだれ竹と言う）三本、しもと（一寸五分迄の竹材）一束、しゃうん庵より屋中竹一本、たる木竹一本、衛藤九郎兵衛より屋中竹一本、たる木竹一本、御中間仁三郎よりたる木竹、うりか迫よりしもと（束単位であり、草屋根をふくときおさえとするために使った）、衛藤仁左衛門より屋中竹一本等の竹材寄進が見え、更に舞殿建立の際は、たる木竹三本、しもと一束が必要であることが記されているが、これは、明らかに当代の社寺建築

寺改築に際しては、社寺に関係ある者達が競つて寄進し、社寺につながつて自己の権力を拡大しようとしていたことがうかがえる。

「次に参考のために保山八幡宮舞殿建立料物支配状案を記す。②。

(首縊目ヨリ闕)

豊饒御分くりの木廿貫分ふか山舞殿上葺

かや五駄、はし一まい、屋中竹一本、たるき竹三本、しもと一束、な八五はら、来十月ほんそあるへく候

十月一日 ふか山神主

たい五貫分、石屋一貫分、まかりその五貫分、同前口

（切符力）キッフル認申候、まかりその五貫分衛藤く七段

一段分

かや一駄、な八一はら、来十月ほんそ有へく候、六郎左衛門

一段分

かや一駄、屋中竹一本、たる木竹一本、な八一はら、屋中竹一本、衛藤仁左衛門

ふか山宮舞殿上ふき之事

かや二駄、はし一まい、たるき竹三本、な八一はら、しもと一束、来十月ほんそ有へく候、

御領切志目 同前（切符）キッフルニ書也、

くりの木廿貫

無般こんりうの事

かさ一ぢやう一尺、せい五寸、よほうぬき(四方貫)一間、木一ぢやう、ひろさ四寸、あつさ二寸、かや竹、その外ハつねの
ことし、十月中ニそあるへく候

八月 ふか山宮神主

角屋敷分

はしら一本、なかさ一ぢやう、せい五寸、よほうぬき一間不一丁

八月

八段田分

はり一しう、なかさ三二ひろ一尺、たかさ六寸、あつさ(五寸)五分、末〇ヶ一、十月中一本そあるへく候、かやたけその
外ハつねのことくこまこま不及口

八月

おきのさこ分

なかさき名分

(花押力) 一々

3 神角寺觀音堂屋根葺替工事

文政十亥年三月（一八二七）の豊後國朝地、神角寺屋根葺替見分書によれば、屋根葺替には、萱、薄、葛藤、蕨縄、番縄、
竹材、雜木等を使用したが、この神角寺觀音堂は僅かに五間半四面の建物であるにもかゝわらず萱（豊後國の場合竹笹が含
まれる場合が多い）一一〇駁、薄一〇束、式本持竹一、五荷、四本持竹二五荷、小柄竹七荷で竹材は大小併せて二三拾三荷半

となり、それを更に細分すると武本持一、五荷で三本、四本持武拾五荷で百本、六本持六荷で三六本、拾本持一荷で一〇本

小柄竹七荷となり、屋根葺だけをみても如何に多くの竹材が必要であったかがあきらかであり、竹材が建築には欠かせない材料であったことがわかる。

勿論以上は、五間半四面の茅葺き屋根の場合であるが、瓦葺きの場合に於ても、壁小まえ竹及び瓦下土止め竹等に多量の竹材を要した。次に参考のため神角寺

屋根葺替材料人夫見分書を記すと、

一、文政十亥年三月九日 立会人阿南官次郎(觀音)

堂五間半四面

一、萱百拾駄、但屋根古茅足シ^{ニテ急着日替}

一、薄拾束、但屋根重に召仕

一、葛藤、壹束組裏芦加き付二召仕

一、蕨縄、九番、但櫛巻并鳥脚詰に召仕

一、番縄、武拾五束、但屋根葺并下地且つ

一、武本持竹壹荷半道掛用共に召仕

一、四本持竹武拾五荷、但道竹に召仕

一、小柄竹、七荷、但シもと竹に召仕

一、雜木、武拾八本長毫丈四尺但道掛用

神角寺屋根葺替資材一覧

順	材料人夫	量人數	備考
1	萱	110 駄	古茅と併せ使用
2	薄	10 束	屋根裏に使用
3	蕨縄	9 番	蕨の根の筋にて作った縄、彈力あり針目押などにつかう
4	番縄	25 束	
5	武本持竹	1.5 荷	道掛用、鳥脚用
6	4 本持竹	25 荷	道竹
7	小柄竹	7 荷	別に 6 本持 6 荷拾本持 1 荷
8	雜木	28 本	長さ 1 丈 4 尺。末口 2 寸(後世は杉材使用)
9	雜木	4 本	同上
10	葵屋根葺	30 人	
11	人夫	10 人	
12	人夫	20 人	
13	人夫	28 人	
14	人夫	6 人	
15	人夫	20 人	

同 四本 長老才四尺
未口二寸 右同断

一、蒼屋根葺 三拾人

一、人夫拾人 但屋根葺日手伝

一、同式拾人 但古屋根取崩持除き共

一、同式拾八人 但道掛井道片付共

一、人夫 六人 但湯沸井小使共

一、同式拾人 但諸品要収并定貯用

合人夫 八拾四人

蒼屋根葺付 三拾人

萱 百拾駄

薄 拾束

葛藤 老束

蕨繩 九番

番繩 式拾五番

雜木 三拾式本

内

四本 式拾八本

長老才四尺
未口二寸

竹大小 三拾三荷半

内

式本持 竹堀荷半

四本持 竹武拾五荷

六本持 竹六荷

拾本持 竹堀荷

小柄 竹七荷

右者神角寺觀音堂屋根葺替見分仕候処、書面之通りに御座候、以上

文政十亥年三月九日

手代 定介 高崎達次郎

印

4 制約された農家建築

江戸時代は、特に近世封建制の所産として農家建築には、厳しい制約が加えられていた。それは、家屋の構造だけでなく、資材の面に於ても同じであった。豊後国岡藩明暦三年（一六五七）之法度書之吏に

「一、百姓普請仕候二三本持分大キ成竹停止、其下之竹八千石庄屋敷吟味竹積仕、千石庄屋所へ帳を仕置書付印形仕らせ庄屋切手ニ而伐セ可申候、藪近所ニ有之候共、うすき山をば伐せ申間敷候、右之帳面其年之暮ニ山奉行江可差出吏」と記し、百姓家普請に於て、第一に竹の大きさを制約し、小さな竹といえども千石庄屋の検分によつて吟味し必要な竹材の見積りをし、その見積りにしたがつて竹材を伐採しその用に供した、而してその見積り書は年の暮に山奉行に差出す事になつて

いたから、千石庄屋といえども、意の如く竹材を切り取る事は許されなかつた。而して、この記録は、藩財政の維持にとつて竹は重要な意義を持つていた事を示唆するものであろう。

勿論制約は、竹のみに行なわれたのではなく、建築の様式にも、木材にも、壁表にも、屋根にも、壁にも厳しくおこなわれたが、次に参考のために壁表の場合を記してみよう。

天保八年（一八三七）岡藩定書に

「一、百姓家壁縁不相成候処、近來猥に相成、蘭表縁付をも相用候者有之間、分限を取失不埒之至ニ候、勝手之ため座敷一ト間七鳴縁付迄ハ格別ニ御免申付、其余決而不相成候事、

但し右之通り相定候上ハ、来ル十月限相改可申候、尤是迄敷込壁不益之筋も可有之候得共、大元分限ヨメズ〔越奢〕を成候程之者、

夫式之儀成間敷無之、是迄之表宜敷分ハ、相當之価を以村中ら買取、村用薄縁ニ相用申事
と記し壁縁付を堅く禁止すると共に、分限を取り失うべからずと厳しく制限を加えているが、この民間建築に於ける壁表を豊前国、中津藩の宝曆二年（一七五二）の場合でみると、小庄屋以下の農民はその居宅は勿論座敷でも板大井を張る事は許されず、疊は七鳴表に限られている、このような事情であつたから、天井を張る場合は、専ら小竹を編んだものか、実竹を編んだものかを天井として使つたことであろう。中津藩在中御条目井御書付に「一小庄屋已下居宅座敷等板天井無用、疊八七鳴表ニ可限候并器物類、百姓相応之品ハ相用、從御役人罷越候とも少も不相応之品相用申間敷事、附」〔ヨメズ今迄有来候疊は来酉年までに可相改事」と記されているのは、厳しい制約は建物だけでなく他の面にも広く及んでいることを示すものであろう。

以上は、岡藩、中津藩のみのものであるが、このような制約は、他の各藩及び幕領に於ても同様で、武家の城郭建築の前にあわれにも農民は、住宅建築の面に於てもひれ伏した生活を続けねばならなかつた。

世事見聞録に

„……子を売る親も出来、或は……屋根漏り壁破れ、竹の簾子落ち古き庭切れ、身に覆ふ衣やぶれて、飢寒に堪えかねるもの出来るなり。百姓の一揆徒党などおこる場所は、極めて右体の福有人と困窮人と偏りたるなり……”と書かれているのは、『郷村の百姓共ハ、死なぬ様に、生ぬよろと合点致シ』（昇平夜話）

という幕府の考え方がそのまゝの形となつてあらわれていたにすぎない。

ともあれ、竹材は当代に於ては、堀造り、コマエがき、屋根骨組み、床張り、天井張り、屋根茅押え、しもと、簾子、里木

竹等と広い用途を持つたものであり、之を裏付けるかのように永錄七年（一五六四）の親民鑑月集、竹の事の条には

“一箇（ノタケ）一、しちく、一、八九、一、から竹、一、若竹、一、川竹、いずれも四壁に持て家の修理萬事に吉”と

記されている。

さて次に若干農家の破損修理に関して述べてみたいと思う。

安岐町史所収文化十年（一八一三）庄屋日記に、

“杉木 八本

から竹 三束

右者、居家破損仕りたく存じ奉り候間、願いの通り御売り渡し下され候様、御とりなし下さるべく願い上げ奉り候 以上

文化十年 酉八月

又同書子年万覚日記に

“御願い申し上ぐ竹木の事

一、小松 一八本

一、から竹 三束

右者此の度大風に付き、極難者ども倒家普請仕りたく、竹木御願い申し上げ候、御とりなしをもって、仰せ付けられ候様

願い上げ奉り候、以上

子 八月

更に中津藩宝曆二年（一七五二）在中御条目并御書付に

“郡方御役人為御用在中江龍出候節、又ハ私宅ニ而も村役人に申談、竹木葦草其外頼母子……云々……”等と記されているのは、農家にとって破損した家の修理も容易でなく、修理に使用する竹材は、郡方役人、村方役人の許可を得てはじめてできるのであった。

このような竹木伐取りの不便は、それだけにとゞまらなかつた。野津町神野文書に

右者、御高札御屋形普請御用御渡下され候様、願い奉り候、	城崎村
牛 七月 大庄屋（名判）	
一、同 壱束	同 村
一、中唐竹 壱束	
一、雜木 壱本 但シ三尺廻り 蔵園村	

と記されている如く、高札、屋形普請の時でさへも庄屋は用材拂い下げ願いを呈出せねばならなかつたのである。

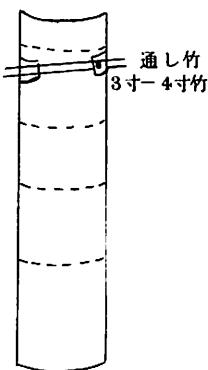
5 消え失せた竹瓦の家

江戸時代の終末とともに、竹の使用は山持ちの自由になつた。豊富な竹材に恵まれた大分県下では、明治から、昭和中期まで竹瓦の最盛期であり、各地に竹瓦の家が散見されるようになつた。然し、明治末期から大正昭和にかけて、トタン板（亜鉛びき鉄板）の生産量増大と瓦の普及、竹産業の発展による用材の不足などが原因して次第にその姿を消し、昭和二十五年（一九五〇）頃を境として竹瓦の家は全く見られなくなつた、以下大分県別府地方の山村に見られた竹瓦について述べてみること

にする。

竹瓦には、七、八寸以上の充分成長しきつた竹が使用されたが、その普及は著しく、主に主屋、うま屋の掛出し、薪小屋、浴場、倉庫、仕事場等には盛んに使用された。

その構造は、竹を適当な長さに切断し、半分に割り、内側の節をきれいにおとし、その基部を五センチ程残し、くりこみをつくり、くり込み部分に三寸から四寸位までの丸竹を通して交互に組み合わせて、針金か棕櫚縄であみ、一枚の片屋根をつくりそれを、主屋やうまやの一隅にとりつけて使用する場合と、片屋根一枚を掛け合わせ、その継ぎ目を棟木の上にのせ、更にそ

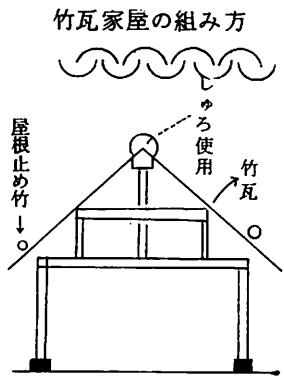


の上に雨もりをふせぐための設備をするものであるが、主として、別府地方では棕櫚（わしゆろ）の幹の側面をくりぬいたものを使用した。以上のべたように屋根の

しづみがかんたんであるために容易に普及したものと思われる。然し竹瓦は、植物性であり、茅屋根と同じであるが藁屋根、茅屋根の場合は、その一部分が風雨にふれるために除々に腐触が進行し、屋根としての寿命は非常に長いが、竹瓦の場合は硬質であるにもかかわらず全体の部分が同時に風雨にさらされるため腐触は早く寿命は藁屋根、茅屋根（草葺き）より短い。

そのためか、今日遺構として残っているものは全くないが竹材の豊富な山間部の村では、最近つくられたものをまゝ見かけることがある。然し実用上の竹瓦建築は全く消滅したと言つてよい。

移りゆく建築技術、開発される建築材料の前に屋根瓦としての竹の必要はなくなつたわけである。



6 豊後の屋根葺職人

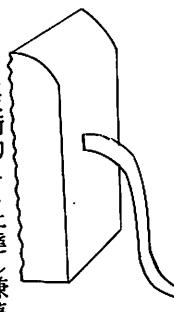
豊後では、農村部に屋根師といふことが残っている。⁽⁵⁾ 屋根師といふのは草葺き（藁、茅、笹等でふいた家）屋根をつくる専門家のことであるが、この屋根師について村の古老は「屋根師と呼ばれる人は、屋根ふきが特別うまい人で、村々の農家で屋根のふきかえがあるときは、かららずやとわれ、又自分でからもすんで出掛け行つた、いよいよ屋根葺きがはじまるときには、屋根師の指図にしたがつて、段々と下から屋根をふきあげていった。屋根ふきが終ると屋根師は、必ず、上座にすえられて祝酒をのむ事になつていた。……屋根師はひごろ、自分の田畠を耕して、米や野菜をつくつていてが耕地はあまり広くはなかつた。」

と語つているが、この話から考えられることは、屋根師は屋根葺きの時主人と話し合い村人を指揮して仕事をすすめていたので、ふきかえの主導権をにぎついていた、更に屋根葺きだけの仕事をしているのではなく、他の仕事も（農業）併せおこなつて生活していたから、農業と屋根師の兼業であつたと言えるであろう。

では、このような屋根師はどういう発生のしかたをしたのであらうか

その原因として考えられることは、

第一に、社寺屋根葺と関係ある家柄で技能がすぐれていたために屋根師として身をたてた。



図のテ

第二に、農地がせまいために、生活の糧を得るために屋根葺がある度に出稼ぎをしていきううちに技術的にも上達し兼業の屋根師となつた。

第三には、普通農家であるか見覚えで器用なために屋根師と人から自然に呼ばれはじめた。等が考えられるが豊後國の場合果してその何れであろうか。

中世前期の土木建築諸職を「職人歌合」によつてみると、番匠（大工）壁塗、大鋸司、石切、檜皮葺となつてゐるが、元禄三年（一六九〇）の「人倫訓蒙図彙」の中では、土木関係で、大工、木挽、壁塗（左官）屋根葺、石鎧等があげられ、屋根葺の名がみえる、この事から考へると、江戸時代中期には既に屋根葺師が存在した事になる。然しこれは、当時最大の経済都市であつた大阪を背景として存在したものであるから、それがそのまま、豊後国の山村にあてはまるとは考えられない。

然し、武威國多磨都沢井村指出（郷土研究講座生業所収遠藤元男氏諸職所収）に
“男は耕作の間に炭、薪、筏木質日雇等稼申候、女ハ、間ニ木綿仕り候、

近郷市場青梅村宿迄二里

……

桶屋 耕作間ニ價細工仕候、二人

木挽大工 一人

屋方大工 一人

紺屋 一人

右何れも百姓に而耕作間に稼申候、

（野村兼太郎村明細帳の研究）

と記されてゐたり、豊後国速見郡小坂村明細帳（大分県地方史料叢書）に

“一、作間の稼

男者、七鶴延織、又者近所江罷出日用稼等仕候、女者、七鶴延之堅布木綿等手業仕、又者海草木草之若葉等を取夫食

之助ニ仕候、且又當時江者、七鶴田無御座候ニ付、他村へ出張仕候、
 等と記されているのをみると、江戸時代には、百姓家に於ては、作間の稼として、当然近村に屋根葺があるたびに出稼ぎをしていたと考えるのは妥当であり、第一の如く、それらの百姓は、技術的にも上達し、兼業の屋根師（屋根葺師）となつたと言えそうである。

更に、これを裏づけるものとして当時の農村社会の情勢にも目をむける必要があろう。

江戸時代を通じて、竹一本が問題になり、屋根の修理も思うにまかせなかつた時代に、定職としての草葺き屋根職人が農村にいたとしても、それによつて生計がたち得る程の仕事を依頼する百姓の住む村里はなかつたであらう、勿論都市及び都市近郊に於ては、草屋根ふきの屋根師がいたとも考えられるが、飽くまでも農村の屋根師は、明細帳に見られる如く作間の稼としての屋根師であつたと思われる。

以上のような立場からすれば、屋根師の地位は、江戸時代に於て高いものではなく、むしろ本百姓の次に位するものであつたろうと思われる。ところが、明治となり、農家建築が自由になると、屋根師に対する要求も大きくなり、屋根師も又、社会的 existence として自己を主張するようになり、その地位も向上していった。

然し、是に述べたごとく草葺きの屋根は、昭和に入つて次第に減じ、第二次世界大戦以後急速な草屋根の減少と共に草屋根師の地位も數も共に低下の一途をたどり、昭和四十五年（一九七〇）の今日では、最早や屋根師を求むるに困難な時代となつた。

（註）①重松義則氏「竹の考古学」（竹／6,1967年所収）

②大分県史料十三の一九七所収

③昭和四十二年十月二十日翁行朝地町史

④大分県別府市大字別府校郷地方

- (5)別府市技郷区 安部リキ氏（八四才）談
- (6)郷土研究講座「生葉」所収 遠藤元助氏「諸職」
- (7)別府市立図書蔵（原本）小坂村明細帳……大分県地方史料叢書〔豊後国村明細帳〕所収

（別府市教育委員会指導主事）